

○ 商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令（平成十九年内閣府・経済産業省令第一号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改
 め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。

改正後	改正前
<p>商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十四条に規定する商 品投資契約に基づいて出資された財産を管理する者は、当該財産を 次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 当該財産を自己のその他の財産と区分して経理し、かつ、運用 するために預託する場合を除き、次に掲げる方法により適切に管 理を行うこと。</p> <p>「イ〜ハ 略」</p> <p>二 暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律（平成二十一年 法律第五十九号）第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者 又は同条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。） への管理の委託（他人のために暗号資産（同条第十四項に規定 する暗号資産をいう。）の管理を業として行うことにつき同法 以外の法律に特別の規定のある者への当該管理の委託を含み、 当該財産であることがその名義により明らかなものに限る。）</p> <p>ホ 電子決済手段等取引業者等（資金決済に関する法律第二条第 十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の 八第二項の規定により当該電子決済手段等取引業者とみなされ</p>	<p>「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「イ〜ハ 同上」</p> <p>二 暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律（平成二十一年 法律第五十九号）第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又 は同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）への 管理の委託（他人のために暗号資産（同条第五項に規定する暗 号資産をいう。）の管理を業として行うことにつき同法以外の 法律に特別の規定のある者への当該管理の委託を含み、当該財 産であることがその名義により明らかなものに限る。）</p> <p>「号の細分を加える。」</p>

る同条第一項に規定する発行者を含む。)又は同法第二条第十
三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいう。)への管
理の委託(他人のために電子決済手段(同条第五項に規定する
電子決済手段をいう。)の管理を信託業法(平成十六年法律第
百五十四号)又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の
規定に基づき信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業
をいう。)として行う信託会社等(資金決済に関する法律第二
条第二十六項に規定する信託会社等をいう。)への当該管理の
委託を含み、当該財産であることがその名義により明らかなら
ぬに限る。)

備考 表中の「」の記載は注記である。